

第3章 基本的な方針

3-1. 計画区域及び計画期間

(1) 計画区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることを基本とします。よって、明和都市計画区域全域（明和町全域）を対象区域とします。

計画区域：明和都市計画区域（明和町全域）

(2) 計画期間

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスター・プランとして位置づけられる「市町村マスター・プランの詳細版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持ちます。都市機能の誘導には長い年月が必要で、長期の見通しが必要であることから、目標年次を、計画策定から 20 年後の令和 27(2045)年度までの期間とします。

計画期間：令和 27(2045)年度までの 20 年間

3-2. まちづくりの方針

第2章で導き出された課題をもとに、明和町のまちづくり方針を以下の通り示します。

なお、まちづくりの方針は、明和町内の特定地域のみの発展を対象とするものではなく、後述する誘導区域の範囲にとどまらず、誘導区域外においても、生活サービスの維持・改善、移動手段の確保、地域コミュニティの活性化、防災対策の充実等の取り組み等を通じて、明和町全体としての発展に寄与するものとします。

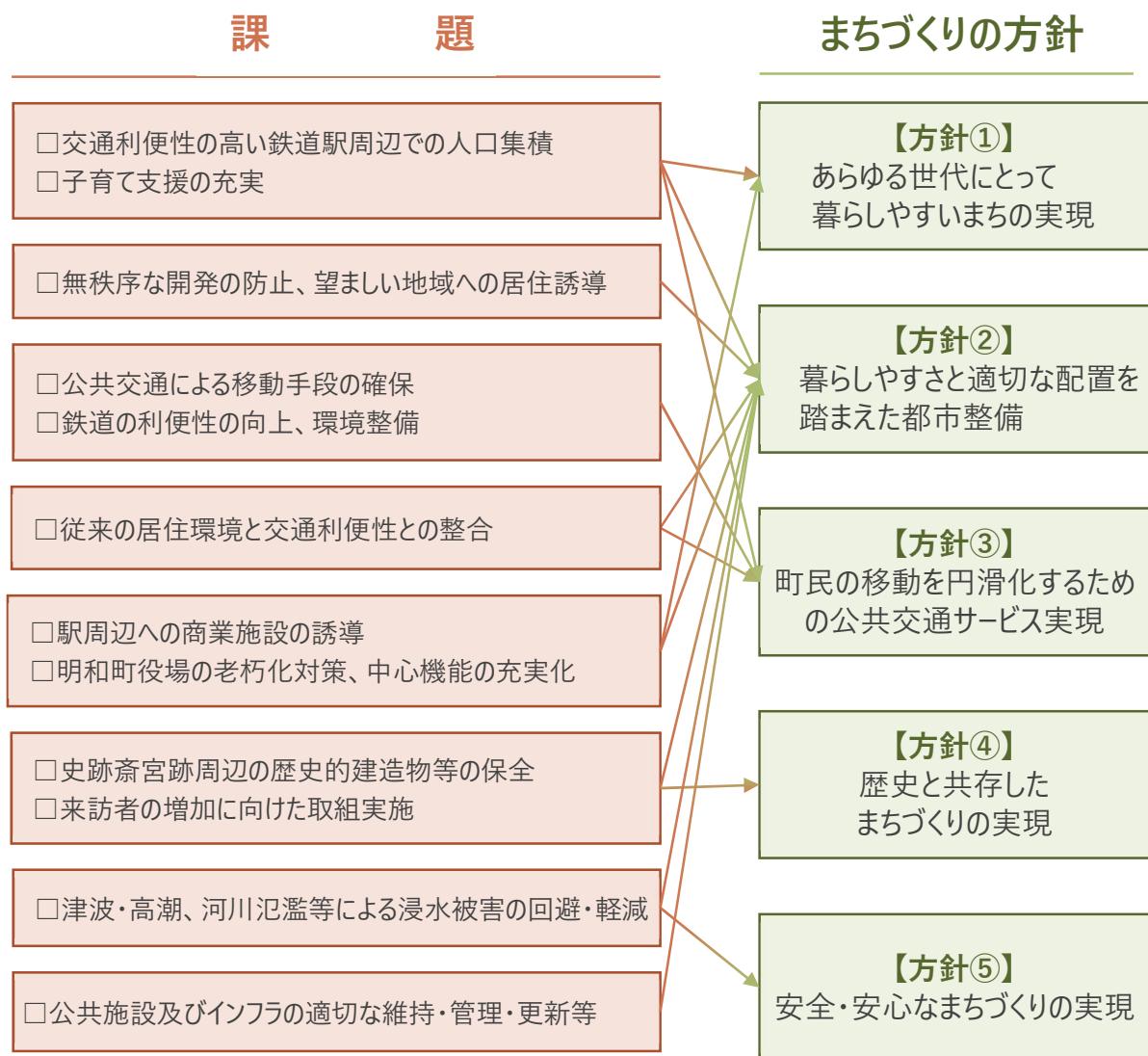


図3-1 まちづくりの方針

具体的なまちづくりの方針は、以下の通りです。

(1) あらゆる世代にとって暮らしやすいまちづくりの方針

- 現在も子育て世代の転入超過が続いているが、引き続き居住地として選んでもらえるようなまちを目指します。
- 徒歩圏内で各種生活サービスを享受できたり、福祉サービスを充実させたりすることにより、高齢となっても健康に暮らせるまちを目指します。

(2) 暮らしやすさと適切な配置を踏まえた都市整備

- 無秩序な開発を抑制し、適正な場所への居住誘導を図ります。
- 日常生活において、利便性の高い拠点への都市施設の整備を図ります。
- 役場をはじめとした公共施設及びインフラの適切な維持・更新を図ります。

(3) 町民の移動を円滑化するための公共交通サービスの実現

- 自家用車を運転できない人にとって、利便性が高く、持続可能な公共交通サービスの実現を目指します。
- 近隣市への通勤・通学の利便性を高めるため、駅周辺への都市機能及び居住の集約を図ります。

(4) 歴史と共存したまちづくりの実現

- 史跡斎宮跡等をはじめとする文化遺産を守りつつ、居住と都市機能との両立を図ります。
- 町外の来訪者にとっても魅力のある地域の形成を実現します。

(5) 安全・安心なまちづくりの実現

- 町民の安全・安心を確保するため、国や三重県などと連携しながらハード・ソフト両面からの対策を推進し、津波・高潮・洪水等に対する災害リスクの軽減を図ります。

3-3. 骨格構造

前項のまちづくりの方針及び明和町都市計画マスターplanで規定した都市構造を踏まえ、骨格構造を以下のように設定します。なお、拠点名称及びゾーン名称は、明和町都市計画マスターplanで設定したものと同一とします。

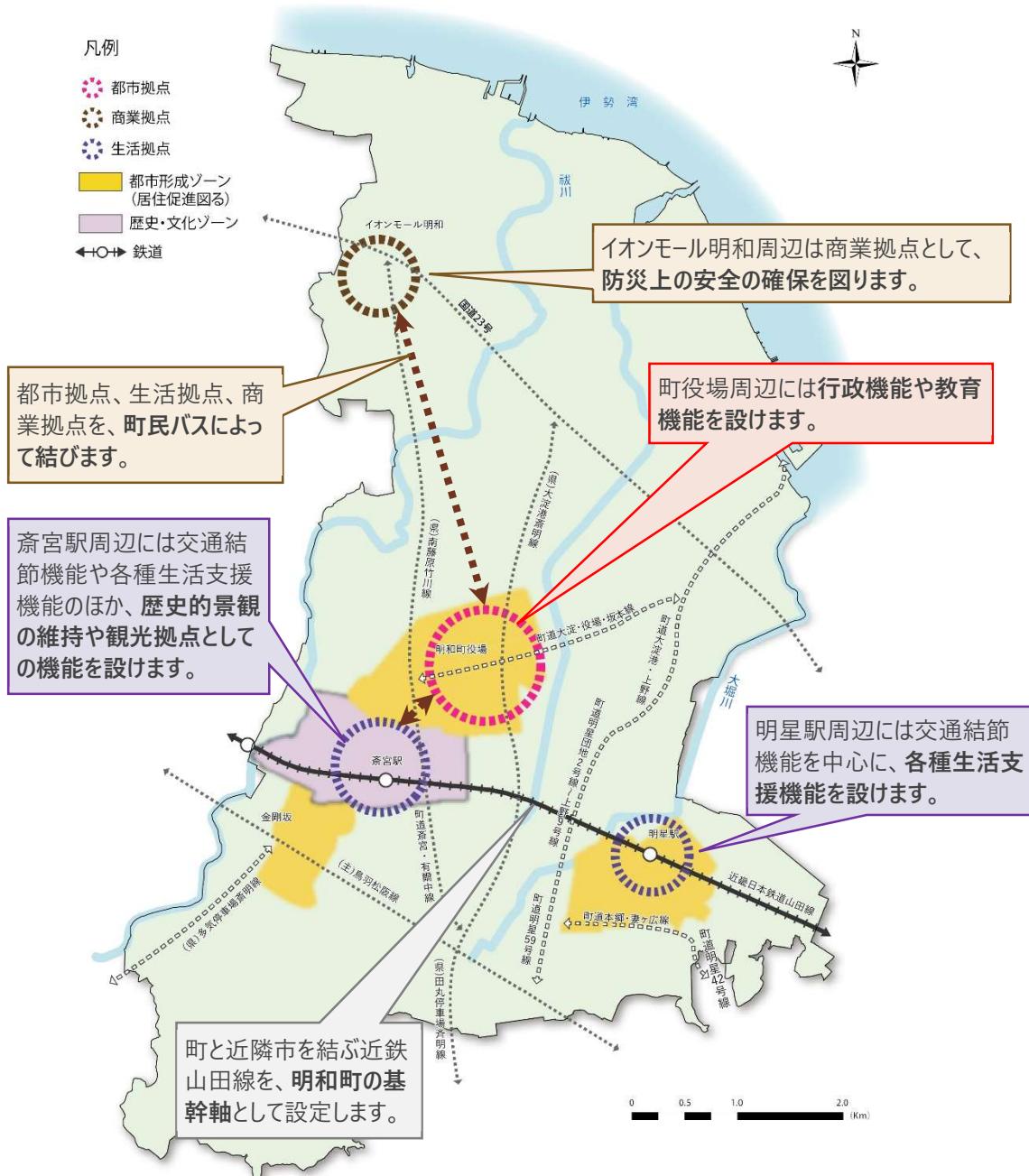


図3-2 明和町が目指すべき都市の骨格構造

(1) 都市拠点～明和町役場周辺～

明和町役場周辺には、行政機能をはじめ、教育施設、子育て施設、商業施設等の都市機能があります。今後も町民の生活の中心となる場所として、行政機能や商業・業務機能、教育機能、医療機能などの都市施設を有する、多様な都市機能の集積地とします。

(2) 生活拠点～明星駅周辺～

明星駅周辺は、明和町役場中心部から離れていますが、小学校をはじめとした都市機能があり、鉄道駅や町道が接しており、他の拠点へのアクセス性が優れています。

一定の生活サービスが享受できる暮らしやすい場所として、交通機能結節点を維持しつつ、各種生活支援施設の充実を図ります。

(3) 生活拠点(【歴史・文化】)～斎宮駅・金剛坂周辺～

斎宮駅周辺は、斎宮駅の交通結節点機能や、斎宮駅南側にある子育て施設をはじめとした各種生活支援機能のほか、伊勢街道沿いの歴史的景観があります。

観光資源としての賑わいを生み出す場所として、史跡斎宮跡や伊勢街道沿道の歴史的なまちなみなどを保全しつつ、居住環境と調和した拠点とします。

また、金剛坂周辺まで居住環境が一体となっていることから、斎宮駅と連動して生活支援施設の充実を図ります。

(4) 商業拠点～イオンモール明和周辺～

国道23号沿いにあるイオンモール明和周辺は、明和町に限らず、近隣自治体からの多くの利用が見られ、商業拠点の役割を果たしています。ただ、この地点は、津波浸水想定区域内に含まれているため、その影響を考慮する必要があります。そのため、津波等による災害からの安全の確保を図りつつ、商業・業務施設の充実を図ります。さらに、明和町北部の防災拠点としての位置付けを明確にします。

(5) 主要な交通ネットワークを構成する軸

都市拠点・生活拠点・商業拠点間、明和町と町外の移動するための軸を確保・維持することによって、明和町内のアクセス性の向上を図ります。町外への移動については、近鉄山田線を基幹軸と定めます。都市拠点・生活拠点・商業拠点間の移動は、町民バスの路線再編により集約化を図り、町内軸と定めます。

3-4. 誘導方針

(1) 誘導を図る対象の設定

明和町は、若者世代の転出が多いことから、明和町で暮らしやすいと思ってもらえるよう①若者世代を対象とし、生活拠点へ誘導するための施策を実施します。

また、子育て世代の転入が多いことから、引き続き住み続けてもらえるように、②子育て世代、③高齢世代を対象とし、都市拠点または生活拠点への誘導施策を実施します。

【若者世代の誘導方針】

明和町外への移動が円滑に行えるよう、生活拠点となる駅周辺への居住誘導を行います。

【子育て世代の誘導方針】

子育てがしやすく快適に暮らせるよう都市拠点、生活拠点への居住及び子育て施設の誘導を行います。

【高齢世代の誘導方針】

高齢者になっても明和町に住み続けてもらえるよう、医療施設、介護施設等の各施設の誘導を行います。また、日々の生活における買い物等の移動も円滑に行えるよう、商業施設等の徒歩圏内への促進を図ります。さらに、集約化されたエリアへの居住誘導を行います。

(2) 誘導方針

上記3年代を対象とし、前項で記載している4つの拠点と2本の軸に加え、史跡斎宮跡を合わせた誘導方針の考え方を示します。

4つの拠点		2本の軸	史跡斎宮跡	
若者世代	1)-②【若者世代】に記載	2)-①【若者世代】に記載 2)-②【若者世代】に記載	駅近の誘導区域・ 施設との両立 3)に記載	
子育て世代	1)-①【子育て世代】に記載 1)-②【子育て世代】に記載	2)-①【子育て世代】に記載 2)-②【子育て世代】に記載		
高齢世代	1)-①【高齢世代】に記載 1)-②【高齢世代】に記載	2)-①【高齢世代】に記載 2)-②【高齢世代】に記載		

1) 抱点への誘導方針

明和町内に暮らす町民が、各種生活サービスを平等に享受できるよう、抱点ごとに都市施設を誘導します。明和町全域におけるサービスは、都市抱点へ誘導を行い、各抱点からのアクセスできるよう、交通ネットワークを維持・確保します。買い物や子育て、通院等、日常生活で欠かせないものは、都市抱点、生活抱点へ誘導します。

各施設の誘導は、居住誘導区域内の人口密度や施設の利用人数に応じて検討します。

① 都市抱点への施設誘導方針

生活の中心となる場所として、行政機能や商業・業務機能、教育機能、医療機能などの多様な都市機能を誘導します。

【子育て世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、子育て施設を配置します。

収容人数は、居住誘導区域内の人口密度や施設の利用人数に応じて検討します。

【高齢世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、病院・診療所を誘導します。

② 生活抱点への施設誘導方針

一定のサービス水準に達するよう、買い物や医療などの日常生活に欠かせない都市施設を誘導します。

【若者世代】

駅周辺への居住誘導を行い、生活サービスを向上させるため、駅から徒歩圏内にコンビニエンスストア等の小規模商業施設を誘導します。

【子育て世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、子育て施設を配置します。

収容人数は、居住誘導区域内の人口密度や施設の利用人数に応じて検討します。

【高齢世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、病院・診療所を誘導します。

2) 公共交通軸に関する基本方針

明和町外への移動を確保するため、近鉄山田線を明和町の基幹軸として設定します。さらに、商業拠点・都市拠点・生活拠点間の町民バスの維持・確保のための施策を実施します。

① 近鉄山田線

一定の人口密度になるように、生活拠点への居住誘導を実施することで、鉄道利用の促進を図ります。

【若者世代】

鉄道において、通勤・通学での利用が多いことから、朝(7-8時)、夕方(16-18時)の時間帯の運行本数の維持・確保を、必要に応じて鉄道事業者に働きかけます。

【子育て世代】【高齢世代】

明和町外への移動ニーズに応えるため、昼間の時間帯においても2本以上の運行本数の維持・確保を行います。

② 町民バス等

都市拠点・生活拠点・商業拠点間の相互の移動が円滑になるように、町民バスの維持・確保を図ります。また、都市拠点内及び生活拠点内にバス停を一定間隔で設置し、アクセス性を向上させます。拠点以外への移動については、デマンド型交通の充実を図ります。

【若者世代】

町民バスによる生活拠点及び商業拠点へのアクセス性向上を図ります。

【子育て世代】

子連れでも利用しやすいよう、町民バスのサービスを検討します。

【高齢世代】

医療・福祉施設と連携し、町民バスのバス停を施設内に設けるなどの誘導を行います。町民バスの利用が時間的・立地的に不便であるケースを踏まえ、デマンド型交通のサービスを継続実施し、交通不便地域の解消を図ります。

3) 史跡斎宮跡周辺への誘導方針

明和町のシンボルである史跡斎宮跡を今後も守りつつ、周辺の住民が、これからも明和町の誇りとして愛着をもって住み続けてもらえるよう、斎宮駅南側への居住誘導を図ります。

商業施設等の誘導については、史跡斎宮跡や伊勢街道沿いの雰囲気を壊さないよう、店舗面積等に制限を設け、歴史風致を維持しつつ、居住誘導の両立を図ります。誘導する商業施設は、明和町民に向けたものだけではなく、観光客に向けた都市施設の導入を行い、観光客誘致を図ります。